

平成 30 年度
第 3 回いわき市地域自立支援協議会資料

日時：平成 31 年 1 月 29 日（火）14：00～

場所：いわき市労働福祉会館

3 階 大会議室 1

障がい福祉課

目 次

1 報告事項

- (1) 第4次いわき市障がい者計画における事業の平成29年度実施状況について（1ページ）
- (2) 指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務の権限移譲について（4ページ）

2 協議事項

- (1) 地域生活支援拠点等の整備（案）について（5ページ）

1 報告事項

- (1) 第4次いわき市障がい者計画における事業の平成29年度実施状況等について

第4次いわき市障がい者計画の進捗状況について

第4次いわき市障がい者計画（前期）の総合評価

『第4次いわき市障がい者計画（前期）』は、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正など、法改正や事業体系の再編をはじめとした大きな変革や東日本大震災の教訓などを踏まえ、時代に対応した新たな視点を盛り込みながら、障がい者施策の切れ目ない推進を図るため平成26年2月に策定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援や教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進してきました。

なお、『第4次いわき市障がい者計画（前期）』において位置づけた各事業の実施状況（平成29年度末時点）については、次の表のとおりとなっています。（詳細については別冊のとおり）

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野	達成度					合計
		A	B	C	D	E	
Ⅰ	啓発・広報 (下段：割合(%))	19	16	5	0	0	40
		47.5	40.0	12.5	—	—	100.0
Ⅱ	生活支援 (下段：割合(%))	37	17	12	0	0	66
		56.1	25.7	18.2	—	—	100.0
Ⅲ	保健・医療 (下段：割合(%))	24	10	4	0	0	38
		63.2	26.3	10.5	—	—	100.0
Ⅳ	生活環境 (下段：割合(%))	13	12	2	0	0	27
		48.2	44.4	7.4	—	—	100.0
Ⅴ	教育・育成 (下段：割合(%))	17	6	7	0	0	30
		56.7	20.0	23.3	—	—	100.0
Ⅵ	雇用・就業 (下段：割合(%))	10	2	1	0	0	13
		76.9	15.4	7.7	—	—	100.0
合計		120	63	31	0	0	214

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

各施策目標のまとめ

①啓発・広報

障がいに対する理解を促進する各種事業については、概ね計画どおり実施されています。しかし、課題として、多様な媒体を活用した啓発・広報の推進や、権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進において、達成度が比較的高くなく、市民理解を一層深めるための取り組みが求められる結果となっています。

これらの課題は、「第4次障がい者計画（後期）」に引き継がれており、地域共生社会の実現のため、高い効果の期待できる事業を拡大するなどして、様々な機会を通じた広報・情報提供体制の充実を図っていくこととしております。

②生活支援

障害福祉サービス等については、施設中心から地域、在宅福祉への大きな流れを踏まえ、障がいのある方が、住み慣れた地域で生活できるよう、概ね計画どおり実施し、必要なサービスの充実と支援体制に努めてきました。

地域移行及び自立生活への支援の推進や、地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備等、すぐに成果を得ることの困難な施策においては達成度が低くなってしまいう一方、在宅生活を支えるための障がい福祉サービス等においては充実が図られております。

今後は意思決定支援に基づき、「第4次障がい者計画（後期）」において新たに位置づけた施策の基本的方向性である、地域包括ケアシステムや共生型サービスをはじめとした地域支援体制の構築・強化を行っていくため、核となる事業の拡大のほか、事業の在り方等を適宜見直し、全ての人々が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう施策を推進することとしております。

③保健・医療

障がい児とその家族に対する早期療育体制の充実等に係る取り組みは、概ね計画どおり実施されていますが、早期発見や予防、精神保健福祉等に関する事業では達成度が低いものもあります。

「第4次障がい者計画（後期）」においては、これらの課題を受け、施策推進のため早期発見や予防、精神保健福祉等に関する事業を多く位置づけておりますが、今後は、さらに効果を高めるため、さらなる事業拡大、見直し、新規位置付けなどを行い、発達障がいや（若年性）認知症、難病などの障がい特性に応じた切れ目のない支援体制の充実を図っていくこととします。

④生活環境

誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備については、災害や防災等、普段は成果の見えにくい事業に関しては達成度が高くなりにくいものの、概ね計画どおり実施されています。

今後も先の震災に係る課題や事業の実施状況を踏まえ、適宜見直し等を行って地域社会において安全・安心に生活ができるよう、「第4次障がい者計画（後期）」においても前期とほぼ同様の事業を位置付け、災害時の支援体制、防犯対策等に取り組んでいくこととしております。

⑤教育・育成

全体的に概ね計画どおり実施されていますが、生涯学習活動の充実のための施策や、切れ目のない支援が受けられるよう専門性の高い関係機関による連携体制を整備するための施策において、比較的達成度が低い状況であります。

「第4次障がい者計画（後期）」においては、前期とほぼ同様の事業を位置付けておりますが、今後は、就学前からの教育、福祉、卒業後の労働等の連携のもと、障がい児の生きがい等の促進のため、実施状況等を踏まえて事業の拡大、新規位置付け等を行い、障がい児保育や学校等における指導の充実、社会参加のための体制の整備に取り組むこととしております。

⑥雇用・就業

全体的に概ね計画どおり実施されており、達成度についても、ほとんどが高い達成度であると評価されています。

「第4次障がい者計画（後期）」においても前期とほぼ同様の事業を位置付けておりますが、今後も継続して、障がいのある方が、就労を通して地域の中で生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの特性や状態に応じた就労支援のほか、職場定着への支援など障がいの多様性に対応した多様な障がい者雇用の促進に向け取り組んでいくこととしております。

1 報告事項

(2) 指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務の権限移譲について

◆ 指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務の権限移譲について

1 概要

児童福祉法（以下「法」という。）に規定されている障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）事業を行う者の指定等については、地方自治法施行令の規定により、県が処理することとされていたが、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、本年度内に改正され、平成31年4月1日から、指定等に関する事務について、中核市が処理することとなる。

2 移譲が予定されている事務について

(1) 指定障害児通所支援

- ・ 新規指定
- ・ 指定の更新
- ・ 人員、設備及び運営に関する基準条例の制定
- ・ 指定の変更
- ・ 指定に係る事項の変更等の届出の受理
- ・ 勧告・命令等
- ・ 指定の取消等
- ・ 公示
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出の受理、報告徴収、報告命令等
- ・ 情報公表対象支援情報の報告の受理、公表、調査等

(2) その他

- ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者による業務管理体制の整備に関する届出の受理、報告徴収、報告命令等

3 その他

(1) 市内事業所への情報提供について

現在、今後のスケジュールや引き継ぎ内容等について県との協議を行っている段階であることから、整理出来次第周知する。

(2) 指定障害児通所支援事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定について

今後地方自治法施行令が改正され次第、条例制定に向けた事務を行う。

2 協議事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備（案）について

地域生活支援拠点等整備（案）について

1 地域生活支援拠点等（以下「拠点」という。）の概要

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能として、

- ① 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

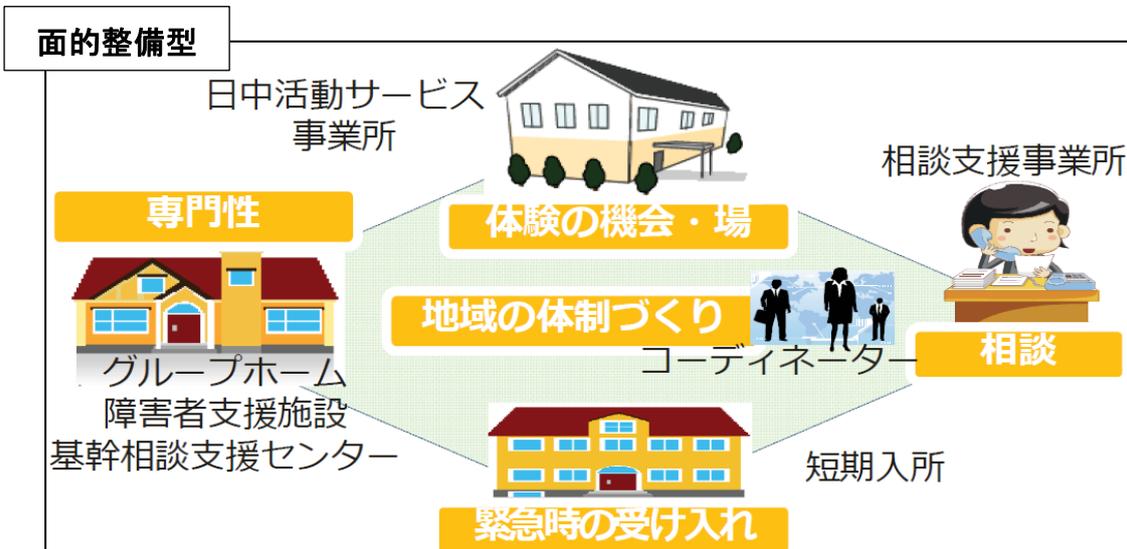
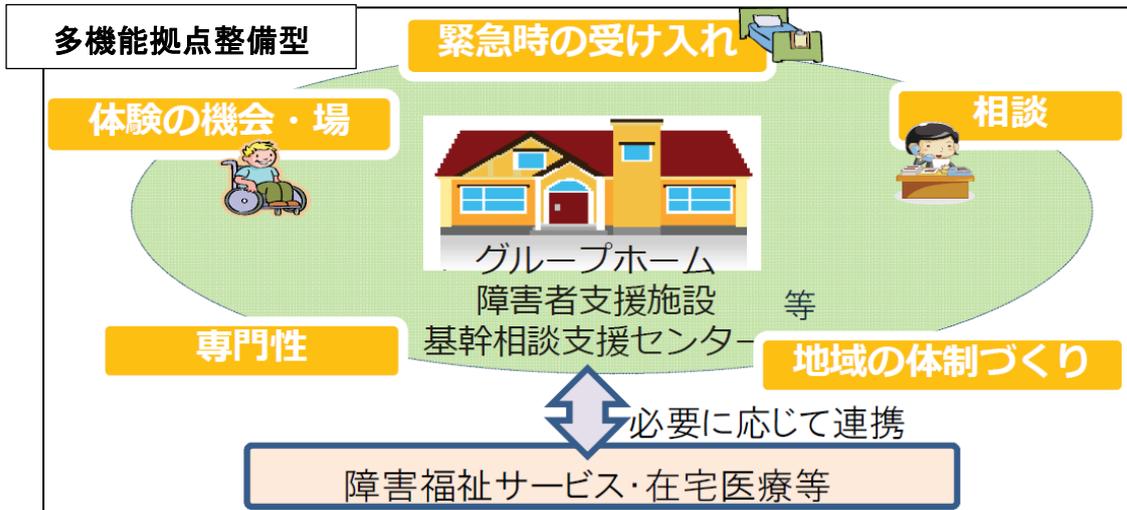
を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、

障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものである。

整備にあたっては、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、自立支援協議会等を活用して検討することとされている。

なお、拠点には大きく2つの整備手法があり、原則、上記5つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ必要な機能の判断は最終的に市町村が行うこととされている。

【イメージ】



2 国・市における整備方針

- 国においては、平成 24 年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議において、「障害者の高齢化・重度化や『親亡き後』も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされた。
- これを受けて、平成 25 年 10 月に国の「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（障害者の地域生活の推進に関する検討会）において、5つの機能が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組み、制度面での取組みの両面から推進することとされた。
- これを踏まえ、国の第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）の基本指針において、「拠点について平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」とされた。
- 本市においても、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援については重要な課題となっており、第 4 期市障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）において、平成 29 年度末までに拠点等を一つ整備することを目指すとして成果目標に掲げたところである。
- 平成 28 年度から市地域自立支援協議会の地域生活支援部会において検討をすすめてきたものの、拠点等の整備に必要な機能のあり方や想定される対象者の把握に時間を要していることから、計画期間内での整備に至らなかったことから、第 5 期市障害福祉計画（平成 30 年度～32 年度）において、平成 32 年度末までに拠点等を一つ整備することを成果目標に再度掲げたところである。

【参考】

全国的にも平成 29 年 4 月 1 日時点で整備済が 37 市町村 9 圏域（全国自治体数 1741、圏域数 141）にとどまっており、国の第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度から 32 年度）において現行の成果目標を維持し、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とすることとされた。

3 本市における検討の経緯

(1) 前年度までの検討経緯

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援部会：当事者・支援者アンケートを実施 ・ 市自立支援協議会：拠点の概要、部会における検討状況からの課題の抽出及び整備の方向性等の協議
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援部会：5つの機能のうち最重要機能とされている「緊急時の受け入れ」について昨年度の検討結果を踏まえた案の提示や、拠点のイメージのすり合せ等を実施

(2) 平成 30 年度における検討

地域生活支援部会では平成 30 年 6 月より 8 回にわたり協議を重ね、これまで大きく次の 3 つの観点から検討を行ったところである。

① 本市の現状とハイリスク障がい児者（詳細は後述）の把握

② 5 つの機能に関わる社会資源の現状把握と課題抽出

③ 課題に対する対応案の検討及び拠点整備手法の検討

以下、①～③の詳細について

① 本市の現状とハイリスク障がい児者の把握

- 人口 342,568 人（平成 30 年 12 月 1 日現在）
- 障害者の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）
 - ・ 身体障害者手帳所持者 12,544 人
 - ・ 療育手帳所持者 2,432 人
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者 2,290 人
 - 手帳所持者数計 17,266 人
- 地域生活支援支援部会調査によるハイリスク障がい児者（平成 30 年 6 月現在）
 - ・ 対象：在宅で生活する障がい者（児）（65 歳以上で介護保険サービスを利用している者は除く）のうち介護者等に緊急事態が生じたときに今の生活ができないと想定される方。（下表参照）
 - ※ この調査における障がい者（児）とは、各障害者手帳の有無、障害福祉サービス等利用の有無を問わない。
 - ・ 照会先：各地区保健福祉センター、各地域障がい者相談支援センター

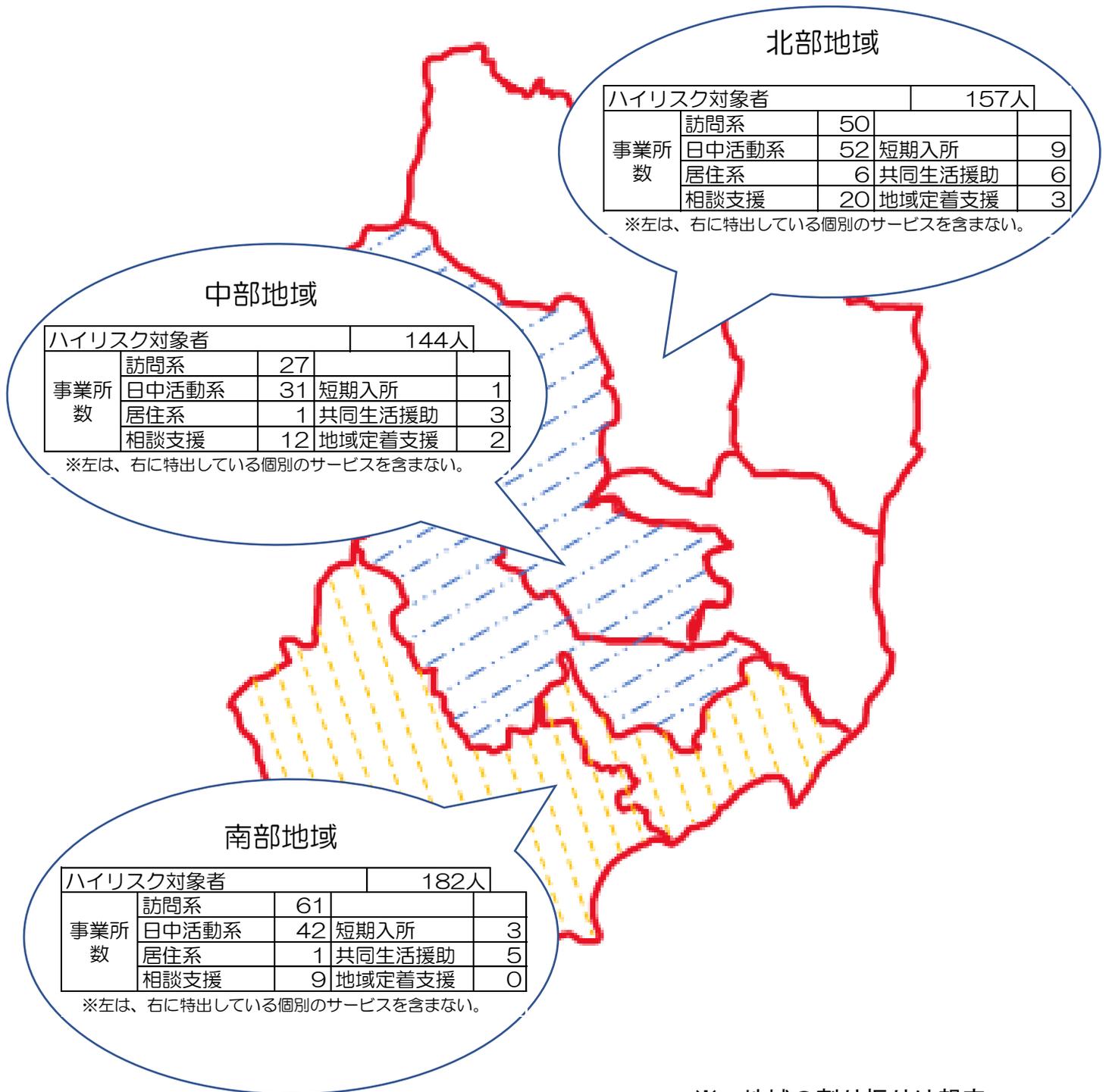
(表) いわき市におけるハイリスク想定対象者

勘案事項	
ア	医療的ケアを必要とされる方
イ	自傷・他害・犯罪・失踪等のおそれがある方
ウ	頻繁な入退院や救急搬送を繰り返す方
エ	長期入院・施設等からの地域移行を行い、生活を開始される方
オ	自宅や共同生活援助からアパートで単身生活を開始された方
カ	家族の支援を拒否し、関係者の介入も困難になった方
キ	ライフラインの故障・破損があった際支援が必要な方
ク	継続した生活のために月 2 回以上の訪問支援等が必要な方
ケ	成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用しているが、生活が不安定な方
コ	サービスを頻繁に変更される方
サ	介護者等に緊急事態が生じたときに、今の生活ができないと想定できる方（ア～コに当てはまらないが緊急時の支援が必要な方）

・ 調査結果（ハイリスク想定対象者） (人)

	北部			南部		中部	
	平	四倉	小川	小名浜	勿来	常磐	内郷
対象者数	121	22	14	106	76	67	77
総数	157			182		144	
計	483						

【(参考) 各地域におけるハイリスク者と事業所数の配置図】 平成 30 年 12 月 1 日現在



※ 地域の割り振りは想定

② 5つの機能に関わる社会資源の現状と課題抽出

<緊急時の受け入れ・対応>

- 現状として、本市においては施設入所支援 6 か所定員 270 名、短期入所 13 ケ所 29 名、日中一時支援 24 ケ所、居宅介護 58 事業所が整備されており、これまで緊急時の受け入れ・対応については、各事業所において対応されてきたところであるが、緊急時はサービス調整が難航するケースが多い。
- 特に、既存の短期入所事業においては、人員不足等により受け入れ困難な場合が多い。また、緊急の場合利用者の状況がわからないため受け入れが困難となるケースもある。

<体験の機会・場>

- 現状として、本市において共同生活援助（グループホーム）14 事業所（74 ケ所定員 340 人）が整備されている。

<相談の機能>

- 本市において平成 29 年 4 月に、従来 7 法人へ委託していた「障害者相談支援事業」の実施体制を見直し、5 ケ所の地域包括支援センター内に相談支援センターを設置するとともに地域における相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」を新たに設置し、相談支援体制の充実・強化を図ったところである。

<専門的人材の確保・養成>

- 本市においては、基幹相談支援センターを中心に研修会の開催等を行っている（いわき相談支援ネットワーク定例会、地域移行支援研修会 等）。
- 介護人材が不足する中で各事業所とも人材の確保が困難な状況である。
- 行動障害、医療的ケアのある方への対応については急務である。

<地域の体制づくり>

- 本市においては、障がい者相談支援センターによる地域会議（各地域ごとに事業が集い、地域の課題について協議する場）を開催し、地域の実態把握や地域の関係機関のネットワークづくりを行っている。
- 地域会議の開催頻度や内容について地域ごとに差がある。

③ 課題に対する対応案の検討及び拠点整備手法の検討

○ 本市における拠点等整備（案）

【論点 1】

本市の広域性やハイリスク障がい児者の調査結果から、多機能拠点 1 箇所ですべてをカバーすることは困難ではないか、また、利用者の利便性の観点からも、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型が必要と考えるがどうか。

対応案

- 将来的には、市内を 3 地域に分け、地域ごとに実情（既存の資源等）に応じて整備することを目指してはどうか。ただし、地域資源は限られていることから、当面は他の地域の資源を活用したり、地域ごとの整備が難しい機能については、全市的な整備をしていくというのではどうか。
- 平成 32 年度末までに 1 箇所以上設置するとされているため、整備の目途がたつ地域を中心に、順次整備を進めていくのはどうか。

【論点 2】

これまでは、相談支援事業所や特定の事業所が中心となって支援のネットワークが形成されてきたが、これからは、当事者を支援するあらゆる機関が地域において有機的に連携する形を構築する必要があるが、どう構築していくか。

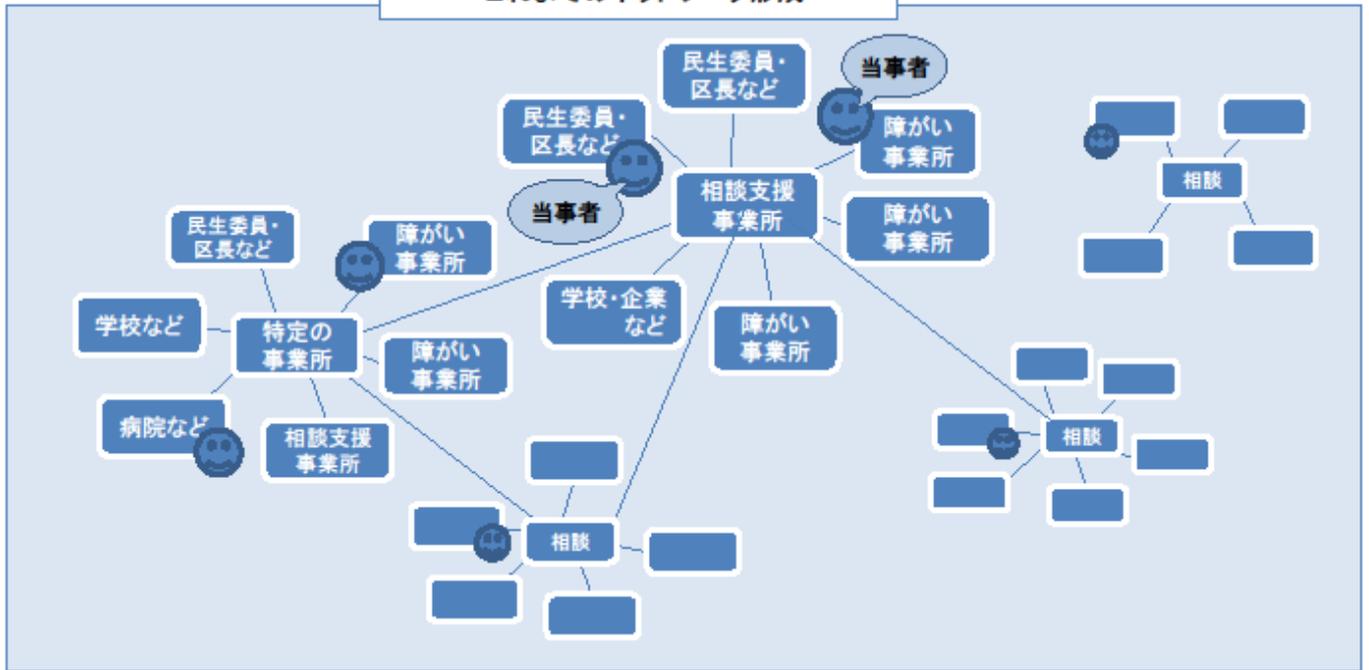
対応案

- 連携強化のため、地区セン、計画相談、委託相談による相談機能の連携をより強化した上で、それらを含む地域会議を実施することですべての支援機関をつないでいくのではどうか。
- 地域生活をする上で現状特に不足している緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の機能について強化を図り安心して生活できる地域づくりを目指してはどうか。
- 地域でのネットワークづくりと並行して、行政、基幹相談支援センター、自立支援協議会が専門的人材の確保・養成や地域の体制づくり支援等を全市的に実施し、市全体としての体制を整備していくのではどうか。

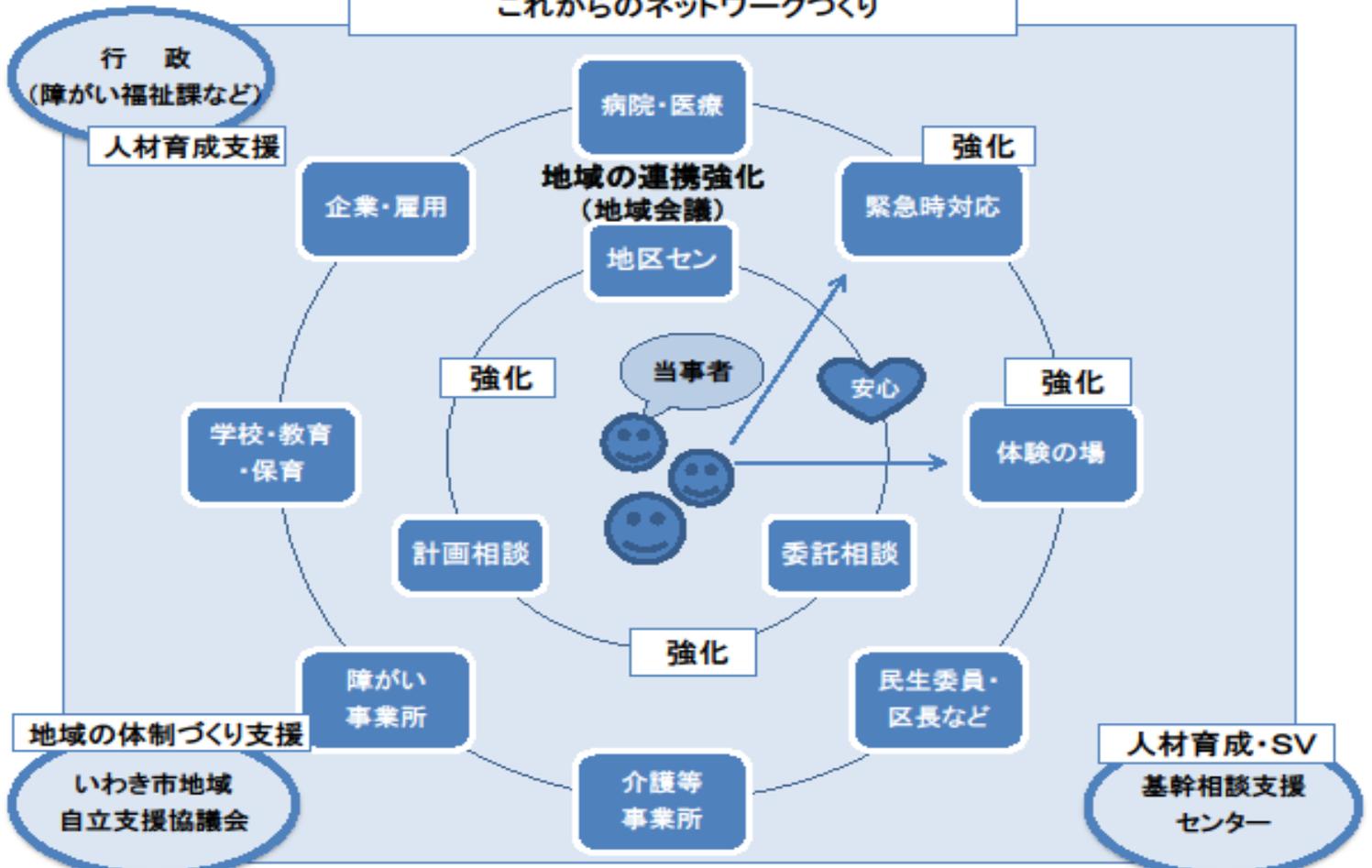
本市における拠点等のイメージについては次頁のとおり。

いわき市地域生活支援拠点等のイメージ

これまでのネットワーク形成



これからのネットワークづくり



【論点 3】

拠点等に必要とされる機能について、関連する既存の資源と今後開発が必要と思われる資源について次の表のように考えるがどうか。

対応案

必要とされる機能	関連する既存の資源等	今後必要と思われる資源等
緊急時の受け入れ ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者入所施設 ・ 短期入所事業所 ・ 日中一時支援事業所 ・ 居宅介護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援の夜間預かり ・ 通所系事業所の緊急宿泊 ・ 緊急時のための空室確保
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助事業所 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験専門のグループホーム もしくは単独型短期入所
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター ・ 障がい者相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援のための コーディネーター
専門的人材の確保 ・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害 スーパーバイザーの配置
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域会議の開催 	(地域会議の充実)

(3) 整備に係るスケジュール

- 平成 31 年 3 月 地域自立支援協議会全体会において、優先的に実施する地域、及び整備の手法について報告・提示
- 平成 31 年 4 月～ 新規資源開発に向けた事業構築、更なる検討
(関係機関等との意見交換等を含む)
- 平成 31 年 6 月頃 地域自立支援協議会全体会において、新規事業(対応案)の協議
- 平成 31 年 7 月頃 市実施計画に位置付け
- 平成 31 年 9 月頃 地域自立支援協議会全体会において、中間報告
- 平成 31 年 10 月 予算要求等
- 平成 31 年 12 月頃 地域自立支援協議会全体会において、進捗報告
- 平成 32 年 3 月頃 予算状況等を踏まえ、地域自立支援協議会全体会において進捗報告
- 平成 32 年 4 月～ 新規事業等(一部)の開始

4 その他

地域生活支援拠点等の理解促進研修会

『地域生活支援拠点について知ろう～地域の安心づくり』

1、目的

市内の障がい福祉に関わる人たちが集まり、「みんなが安心して暮らせる地域をつくる」という目的を共有する。そのために、国が示した地域生活支援拠点等の整備について知り、先進地の取り組みから学び、市内における地域づくりのイメージや方向性、互いの役割を共有する。

2、日時 平成 31 年 3 月 5 日 (火) 13:00～16:45 (受付 12:30～)

3、会場 いわき市文化センター 1 階 大講義室

4、主催 福島県被災地における障害福祉サービス基盤整備事業
アドバイザー派遣事業

5、共催 いわき市
いわき市地域自立支援協議会

6、内容

- 行政説明「いわき市の障害福祉計画と地域生活支援拠点等の整備について」
説明者 長谷川政宣氏 (いわき市障がい福祉課 課長)
- 講演「地域の安心づくり～長野県北信圏域の取り組みから」
講師 野口直樹氏 (総合安心センターはるかぜ 所長 長野県)
- シンポジウム「地域の安心づくりのために取り組んでいること」
シンポジスト 鈴木繁生氏 ((社福)みどりのかぜ 理事長)
園部義博氏 ((NPO)地域福祉ネットワークいわき 事務局長)
佐藤 純氏 (地域生活支援部会 部会長)
コーディネーター 時實祐志氏 (相談支援アドバイザー)
アドバイザー 野口直樹氏 (総合安心センターはるかぜ 所長)

7、参加対象

障がい福祉サービス事業所 (GH、施設入所支援、生活介護、居宅介護、自立生活援助等)
相談支援事業所 (指定特定、指定一般、障害児相談支援、市委託障害者相談支援)
精神科病院、 地区保健福祉センター、 保健所

【参考資料】

●地域ごとの資源（事業所数）

平成 30 年 12 月 1 日現在

	北部			南部		中部	
	平	四倉	小川	小名浜	勿来	常磐	内郷・好間
居宅介護	20	2		14	10	1	11
行動援護	2	1		3	4	1	
同行援護	4	2		6	4		2
短期入所	9			1	2	1	
重度訪問介護	16	2		11	9	1	11
重度障害者等包括支援	1						
生活介護	12	1		6	3	3	5
療養介護	2						
施設入所支援	4				1	1	
共同生活援助（GH）	5	1		3	2	2	1
自立生活援助							1
自立訓練（機能訓練）				1			
自立訓練（生活訓練）	1						1
宿泊型自立訓練	1						
就労移行支援	3			1			1
就労定着支援	1						
就労継続支援 A 型	1			1		1	2
就労継続支援 B 型	10	1		7	4	2	6
地域移行支援	3					1	1
地域定着支援	3					1	1
児童発達支援	7			5	2	1	3
放課後等デイサービス	11			10	2	3	3
居宅訪問型児童発達支援	1						
保育所等訪問支援	2						
計画相談支援	9	3		4	2	2	7
障害児相談支援	5			2	1		1

他市の整備状況（会津若松市・長野県北信圏域）

【会津若松市】

01 会津若松市の概要

- 人口 122,006人（平成29年6月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月現在）
 - ・障害者数 9,366人
 - ・身体障害者手帳所持者 7,570人
 - ・療育手帳所持者 966人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 830人
- ・圏域における中心的医療機関があることから、障害者数が増加
- ・地域の高齢化の進行から、障害当事者の高齢化及び介護者の高齢化が進んでいる
- 会津若松市の位置

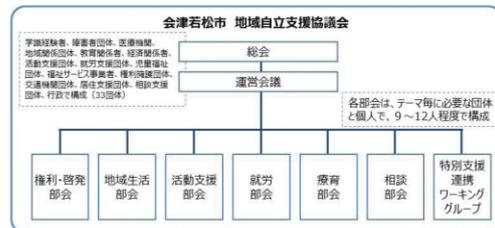


会津若松市-2

02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- ・平成26年度、国の基本方針を受けて検討を開始
- ・地域自立支援協議会の相談部会で地域生活支援拠点等の方向性明確化
- ・第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）に反映



整備類型

面的整備型

（地域生活支援コーディネーターを中核とし、専門機関が連携を図る面的整備）

概要

- ・相談窓口を24時間対応とし、緊急時に備える
- ・体験の場、緊急時受け入れ場所を各1室確保。病院内に緊急時受け入れ場所を設置しているため、医療との連携も可能
- ・基幹相談支援センター等を中心に、関係機関が集まる会議や研修の機会が多く、情報共有など地域の連携体制を構築
- ・親亡き後の障害者本人の地域生活支援等を想定し、地域生活支援コーディネーターを中心とした実態把握、アセスメントや支援のプロセスを構築

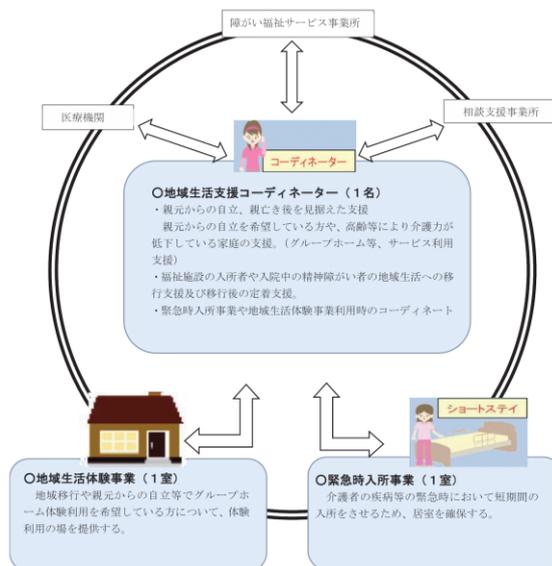
会津若松市-3

03 各機能の具体的な内容

相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンターによる電話対応と相談サポーターによる 2 次対応により、24 時間の相談対応を行う ・ 電話だけでの対応が困難な場合は相談サポーターが 2 次対応をする ・ 相談サポーターは有志で、基幹相談支援センターから委嘱。市職員、社会福祉協議会の職員、相談支援専門員など、障害者と関わりのある人が中心 ・ その他、地域の身近な相談支援窓口として、介護保険の地域包括エリアごとに「地域障がい者相談窓口」を設置
緊急時の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院内に 1 室、緊急時受け入れ用の居室を確保し緊急時の受け入れを行う ・ 病院内のため医療との連携も可能で、利用者の安心につながっている ・ 事前登録制（登録していない人も利用可） ・ 利用期間は月 10 日まで、基本的に地域生活支援コーディネーターが連絡調整
体験の機会、場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活を体験できる居室を一般の集合住宅に 1 室確保（利用期間は月 10 日まで） ・ 原則として地域生活支援コーディネーターが日中活動を含めコーディネートする ・ 親元から離れた宿泊体験で、一人暮らしに近い生活を行う（地域生活支援コーディネーターや受託先の事業所の職員が訪問して、食事提供などの支援を行う）
専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター、地域生活支援コーディネーターを委託している法人は、障害の相談窓口として平成 12 年頃から活動しており、専門性を有する職員が多く 3 障害に総合的に対応可能 ・ 基幹相談支援センターが、相談支援事業者や相談支援専門員等への研修や各種セミナー、出前講座、勉強会など人材育成の取組を実施
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所、医療機関とも協力的な地域で、医療機関の地域移行の意識が高い ・ 「ノーマライズ交流館パオパオ（市施設）」で拡大コーディネート会議を月 1 回開催、相談支援事業所の資質向上や地域全体で支える体制づくり等を検討 ・ 指定特定相談支援事業所がもつケースのうち、親亡き後の対応が想定されるケースは地域生活支援コーディネーターにつなぐようにし、同行訪問なども実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援コーディネーターを配置し、地域生活体験事業と緊急時入所事業のコーディネート（プランニング、連絡調整、連携）だけでなく、相談支援事業所、医療機関、介護関連（地域包括支援センターなど）との連携も行う

04 地域生活支援拠点等のイメージ図

- 地域生活支援コーディネーターを中核とし、専門機関が連携を図る面的整備
- 体験の場、緊急時受け入れ場所を各1室確保。病院内に緊急時受け入れを設置しているため、医療との連携も可能

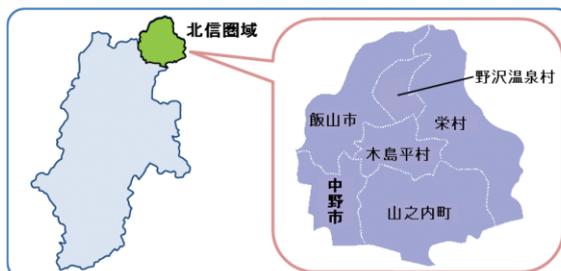


会津若松市-6

【北信圏域】

01 北信圏域の概要

- 人口 85,487人（平成29年9月1日現在）
 うち 岳南地域（中野市43,157人、山ノ内町11,999人）
 岳北地域（飯山市20,580人、木島平村4,499人、野沢温泉村3,416人、栄村1,836人）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
 - ・身体障害者手帳所持者 4,119人
 - ・療育手帳所持者 874人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 815人
 - ・障害種別に関わらず障害者、家族共に高齢化が進行
- 北信圏域の位置

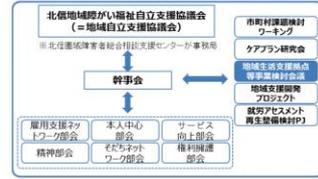


北信圏域-2

02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- 第 4 期圏域障害福祉計画（平成27～29年）に、面的な体制構築を明記
- 平成27年 7月に、「地域生活支援拠点事業コア会議※」を設置して検討開始
※平成29年度から「地域生活支援拠点等事業検討会議」に名称を変更
- 平成28年度に「総合安心センターはるかぜ」（以下「はるかぜ」）を試行、平成29年度に本格始動



整備類型

併用整備型
 （「はるかぜ」を核に、圏域内の既存事業所等との連携による面的整備を組み合わせた併用整備型）

概要

- 地域生活支援拠点等の前身である取組を行ってきた実績がある法人が多機能型として整備し、緊急対応コーディネーターを配置した。
- 基幹相談支援センターに地域あんしんコーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等を補完する役割を担う
- 2市1町3村で「ハイリスク者登録台帳」（障害福祉サービスにつがっていないが緊急時対応が想定される人）を整備し、地域あんしんコーディネーターを中心に、地域の支援体制を構築
- 長野県自立支援協議会を通じて管内市町村等の地域生活支援拠点等の整備を積極的に支援

北信圏域-3

03 各機能の具体的な内容

相談

- 「はるかぜ」では相談支援事業の他、緊急対応コーディネーターを2人配置し、24時間365日の緊急時の電話相談を受け付け、関係機関への連絡調整を行うほか、必要に応じて緊急時の駆けつけを行う
- 緊急時対応の利用者は、緊急時に備えるため、事前登録制。登録者への支援として、クライシスプラン作成により予防支援、緊急支援を強化
- 事前登録者以外の人への24時間365日の緊急時電話相談は、基幹相談支援センターが窓口となり、基幹相談支援センター（北信圏域障害者総合相談支援センター）の地域あんしんコーディネーターが対応

緊急時の受け入れ

- 「はるかぜ」の短期入所6床のうち、2床を空床確保
- 基幹相談支援センターの地域あんしんコーディネーターのコーディネーションにより、「はるかぜ」の登録者以外の緊急時受け入れも行う
- 緊急時の受け入れ期限は48時間以内とし、48時間以内に出口支援会議を開催し、次の受け入れ先を探す
- 障害種別問わず幅広く受け入れが可能である

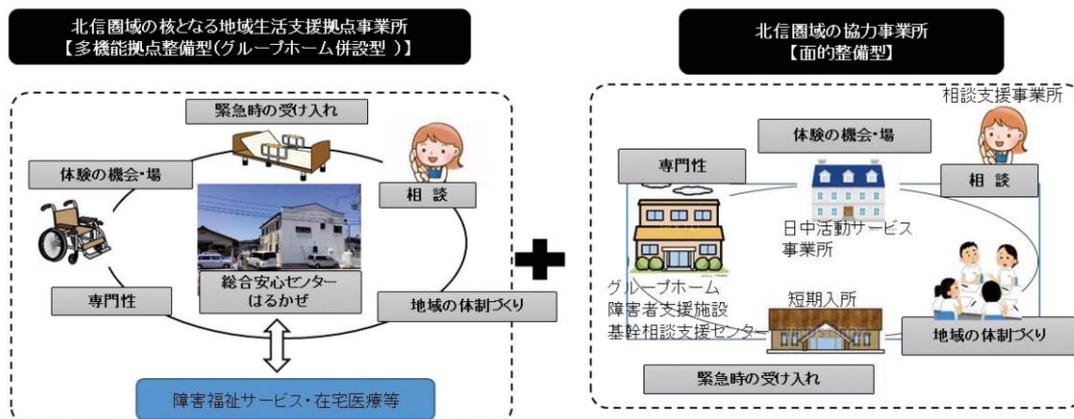
北信圏域-4

<p>体験の機会、場</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「はるかぜ」に施設入所支援利用者優先のグループホーム体験部屋を設置 「はるかぜ」の短期入所 6 床のうち、緊急用の 2 床を除いた 4 床のうち 1 床を一人暮らし体験に活用
<p>専門的人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「はるかぜ」で、医師を講師に招き、医療的ケアが必要な人への緊急時の対応シミュレーション研修を開催
<p>地域の体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域あんしんコーディネーターが 6 市町村毎に「ケース進行会議」を開催。計画相談につながっていない障害者のうち、緊急時対応が想定される「ハイリスク者」を抽出。緊急対応に至らないための予防、緊急時の対応、緊急対応後の措置などを記帳する「ハイリスク者の登録台帳」を、6 市町村ともに整備 地域あんしんコーディネーターは、地域連携会議や相談支援専門員との会議を通じて情報収集し、相談支援事業所や警察などへのアウトリーチを実施
<p>その他</p>	<p>「-」</p>

北信圏域-5

04 地域生活支援拠点等のイメージ図

- 「はるかぜ」を中心に、圏域内の既存事業所等との連携による面的整備を組み合わせた併用型
- 2 市 1 町 3 村で「ハイリスク者登録台帳」（障害福祉サービスにつながっていないが緊急時対応が想定される人）を整備し、地域あんしんコーディネーターを中心に、地域の支援体制を構築



北信圏域-6